

## I. 総括研究報告書



厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）)  
総括研究報告書

法学的視点からみた社会経済情勢の変化に対応する

労働安全衛生法体系に係る調査研究

研究統括者 三柴 丈典 一般社団法人日本産業保健法学会 副代表理事

研究要旨

＜研究目的＞

現行の労働安全衛生法（以下、「安衛法」）を取り巻く環境や労災の性格が大きく変化している。疲労やストレス対策、行動災害対策などが焦点になりつつある一方、個人事業者等も対象化されるなど、安衛法の質的な転換が迫られている。そこでは、従来の技術者による技術的な対策のみではなく、人事労務担当者や予防の知識を持つ法律家など、事務系との協働による、関係者の意識や行動への働きかけが求められる。これは、文理協働の極めて高度な作業であり、関係領域の研究者と実務家によるプラットフォームの形成が求められる。そのため、本研究プロジェクトは、安衛法の予防的な特質を踏まえた学問的な体系化と多面的な学会活動の展開、労災防止や問題解決効果のある法教育方法の開発を図ることとした。

＜方法＞

①規制が作られた理由（趣旨や背景災害）と使われ方（監督指導の実際や関係判例）に関する情報（以下、「生きた法」情報）をふんだんに盛り込んだ体系書の発刊を通じて安衛法の来し方を振り返る。

②安衛法の使われ方と産業保健に関する裁判例を中心とした教本を制作した上で、ケーススタディを中心とする法教育を行い、災害防止や問題解決能力を高める法教育手法を開発する。指標を開発し、その効果を測定する。

③現場の行政官の意見と、体系書の分担執筆者の意見を踏まえた法改正提案をまとめる。

④学術大会の開催や和英の専門ジャーナルの発刊を通じて、安衛法に関する現場、制度、学際、国際にわたる情報交換を行う。

＜結果概要＞

所期目的はほぼ全て達成した。①生きた安衛法の来し方を振り返る約 1,600 頁の体系書の発刊（2025.2）、②生きた産業保健法と安全衛生法に関する教本の制作、③労災防止のための経営者・人事労務担当者の説得力、メンタルヘルスにかかる問題解決力などを向上させる法教育手法の開発（産業保健法学研修の効果の分析結果につき図 1 参照）、④法改正提案のとりまとめ、⑤安全衛生法に関する学問と教育を担う学会活動の展開など、多面的な成果が得られた。学会会員数も学術大会参加者数も 1,100 名を超え、法律専門の会員も増えてきている。本学会が派遣した講師が全国 14 カ所の産保センターで年間のべ 2,000 名の受講者に生きた産業保健法の講義を行い、9 割以上の有益評価を得ている。

「生きた安衛法」、「リスク創出者管理責任負担原則」といった概念も打ち出し、公的教育や政策の基盤を提供し始めている。

これらの成果を踏まえ、Industry 4.0 の下での安衛規制について国際文献レビューを踏まえた展望をまとめ、近く英文誌で公表される予定である。これを基調として、来年には、労働安全衛生総合研究所との共催で、オンラインでの国際カンファレンスを開催する予定である。

**分担研究者**

三柴 丈典

近畿大学法学部法律学科・教授

**研究協力者**

【法学・行政学グループ】

①阿部 未央

東北学院大学法学部・教授

②阿部 理香

九州国際大学法学部・助教

③石崎 由希子

横浜国立大学大学院国際社会科学研究所  
院・教授

④井村 真己

追手門学院大学・教授

⑤大場 敏彦

元流通経済大学・教授

⑥大藪 俊志

佛教大学社会学部公共政策学科・教授

⑦鎌田 耕一

東洋大学・名誉教授、前労働政策審議  
会会長

⑧佐々木 達也

名古屋学院大学法学部・准教授

⑨北岡 大介

東洋大学准教授、特定社会保険労務  
士・元労働基準監督官

⑩田中 建一

東洋大学・非常勤講師

⑪長谷川 聡

専修大学法学部・教授

⑫原 俊之

青森中央学院大学・教授

⑬三柴 丈典

近畿大学法学部法律学科・教授

⑭南 健悟

慶應義塾大学法学部・教授

⑮吉田 肇

天満法律事務所・弁護士、元京都大学  
客員教授

⑯淀川 亮

弁護士法人英知法律事務所・弁護士

【立法作業経験者グループ】

①浅田 和哉

特定社会保険労務士、労働安全・衛生  
コンサルタント、元主任中央産業安全専  
門官、元主任中央労働衛生専門官、元茨  
城・大分労働局長

②唐澤 正義

労働衛生コンサルタント、元福岡労働  
基準局長

③畠中 信夫

元白鷗大学法学部・教授、元中央労働  
委員会事務局次長

【行政現場実務経験者（元労働基準監督  
官）グループ】

①藤森 和幸

元東京安全衛生教育センター、元鳥取  
労働局長

②玉泉 孝次

近畿労務安全衛生研究所・所長、元丹  
後労働基準監督署長

③篠原 耕一

合資会社労務トラスト・代表社員、元  
労働基準監督官

【行政現場実務経験者（現労働基準監督  
官）グループ】

①近藤 龍志

労働基準監督官

②笹井 健司

労働基準監督官

③森山 誠也

労働基準監督官

【関連領域グループ～産業保健関係～】

①森 晃爾

産業医科大学産業生態科学研究所・教  
授

【関連領域グループ～安衛研関係～】

- ①大嶋 勝利  
労働者健康安全機構労働安全衛生総合  
研究所所長代理
- ②吉川 直孝  
同建設安全研究グループ・上席研究員
- ③高木 元也  
同新技術安全研究グループ・特任研究  
員
- ④平岡 伸隆  
同建設安全研究グループ・主任研究員

【安全衛生実務者グループ】

- ①角田 淳  
労働安全コンサルタント

【その他（元行政官）】

- ①只野 祐  
元公益社団法人全国労働衛生団体連合  
会・専務理事、元厚生労働省・職業病認  
定対策室室長
- ②柳川 行雄

【法教育の効果測定プロジェクト関係】

- ①西本 実苗 神戸女子大学心理学  
部・講師（分担報告書執筆担当）
- ②高橋 朋子 近畿大学教職教育部・  
准教授
- ③阿部 研二 元中央労働災害防止協  
会常務理事
- ④石井 浩 一般社団法人日本化学工  
業協会常務理事
- ⑤泉 陽子 東北大学 東北メディカ  
ル・メガバンク機構・教授
- ⑥井上 洋一 愛三西尾法律事務所・  
弁護士
- ⑦岩井 龍人 公益財団法人佐々木研  
究所人事部
- ⑧岩村 和典 NKK ソリューションズ  
株式会社ソリューション部
- ⑨海野 賀央 株式会社 JERA

⑩尾崎 智 元一般社団法人日本化学  
工業協会環境安全部・RC 推進部管掌常  
務理事

⑪亀田 幸一郎 株式会社クボタ健康  
経営推進部部长

⑫北口 源啓 旭化成株式会社環境安  
全部労働安全グループ長

⑬熊谷 明男 元日立ソリューション  
ズ人事総務部長

⑭國分 茂行 三菱 UFJ 銀行

⑮小島 健一 鳥飼総合法律事務所・  
弁護士

⑯境 浩史 株式会社島津製作所

⑰渋谷 純輝 合同会社ワンピック・  
産業医

⑱菅野 博之 華為技術日本株式会社  
人事部長

⑲鳥居塚 崇 安全工学会理事・学術  
委員長、日本大学生産工学部・教授

⑳林 かおり 中央労働災害防止協会  
健康快適推進部長

㉑林 幹浩 株式会社ビスメド・産業医

㉒深田 浩嗣 元阪急阪神マーケティ  
ングソリューションズ株式会社エンゲー  
ジ局総務人事セクション部長、JFR カー  
ド株式会社

㉓丸山 慧師 MM 経営法律事務所・  
弁護士

㉔丸山 泰子 日本曹達株式会社・保健師

㉕宮澤 政裕 労働安全衛生コンサルタ  
ント、元建設労務安全研究会 事務局長

㉖山田 剛彦 産業医学振興財団審議役

㉗湯本 公庸 安全工学会 事務局

## A. 研究目的

現行の労働安全衛生法（以下、「安衛法」）は、安全衛生管理体制の構築、危害防止基準の充実化等を通じて重大災害を大きく減らしたが、昨今は疲労・ストレスの管理などの社会科学・行動科学的な課題を扱うようになってきている。第三次産業では、いわゆる行動災害（※1）が増加／顕在化している。建設物の設計者や化学物質の製造者などのリスク創出者にリスク管理責任を負わせる制度、可能な限り全てのリスクに対応する制度の構築等、未達成の積み残し課題もある。これらの課題の解決には学問的にも実務的にも文理の協働（特に人事労務担当者の関与）が求められる。

これらは学際、国際、制度、現場を跨ぐ高度な作業であり、安全衛生法に関する学問領域を必要とする。そのため、それを体現する体系書と専門家が集うプラットフォームが必要になる。それが適えば、政策に対しても継続的な貢献ができる。

そこでまずは、文系の学者や事務系実務家にも理解し易い「生きた安衛法」の体系書の作成を図る。個々の条文の趣旨、背景災害の他、適用の実際として、関係判例、監督指導や事業場での実施状況に関する情報をふんだんに盛り込み、法の作り手の思いと使い手の悩みの双方を浮き彫りにし、法の趣旨の現場への浸透を図ることとした。この作業を通じて法改正課題を抽出する。法学者の関心を得るため、安衛法の民事裁判での活用を含む法解釈論も展開する。

また、行政官による法運用の実態、関係裁判例に重点を置いた教本を作成し、違反

の法的責任や労災や健康障害等の未然防止策等を学べる体系的で参加型の法教育を行い、その効果を確認することで、実務的な対応能力を養成する法教育方法の開発を図ることとした。ただし、安衛法の所掌のうち、伝統的な安全衛生分野は技術的に対応できるが、産業保健分野は人事労務的対応が主となり、質が異なるため、産業保健法学研修と安全衛生法学研修を分けた。前者については学会の前身団体に経験があることや、後者の教本作成に時間を要すること等から前者を R5 年度に実施し、後者を R6 年度に実施する。両研修のカリキュラム編成、調査デザイン等につき、統計学や教育工学の専門家、人事労務管理者や安全衛生の専門家、法律家等、多職種から成る委員会で検討する。産業保健法学研修については、本学会の前身となる講座団体の問題解決能力の涵養につき 8 割を超える有益評価を得ており、その経験も活用する。

本学会は産業保健法を中心に安全衛生法に関する学際的プラットフォームとして、2020 年 11 月に設立され、既に多職種の会員 1130 名（2024 年 12 月 20 日時点）を擁している。本研究事業（特に法教育方法の開発）を通じて、安全工学会、安全衛生コンサルタント会等の専門家団体とも交流し、開発した法教育方法の幅広い展開を図ることとした。

※1 機械の構造等の物的問題より、作業者の不安全行動に起因する災害。

## B. 研究方法

本研究は、本学会副代表理事である近畿大学法学部教授三柴丈典が統括している。三柴は、これまでにこの分野で研究代表者として本補助金制度による研究を行った実績（リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究（H26-労働一般-001）、労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究（19-JA1-001）〔以下、前研究プロジェクトという〕）を持つ。

研究1年目の令和4年度は、安衛法体系書のドラフト執筆、2年目に実施する産業保健法学的研修の企画運営委員会（産業保健法学）を設置すると共に、基礎的な知識を修得するための15コマ程度に及ぶe-learningシステムを構築した。

本研究では、12名の法学者、1名の行政学者、1名の弁護士、2名の監督官、2名の元監督官らが、割り当てられた条文につき、内容、趣旨、制度史、安衛法内外の関連規定、行政官による運用実態、関係判例等にかかる逐条解説の作成を進めた。それを含めた初年度の報告書の総量は約3000頁に及んだ。その際、厚生労働行政での法政策立案経験者、元・現労働基準監督官、産業保健学者、安衛研所属の安全工学者らの協力も得た。前研究プロジェクトで、分担執筆者を含めて組織された研究会を引継ぎ、執筆経過や各メンバーが持つ知見を報告し、特に法学者が安衛法に関する知識を深められるようにした。研究会の開催回数は合計30回近くに及ぶ。この際、元監督官らが「語り部」となって、法学系の研究者に対

し、分担条文の運用実態を伝える企画も実施した。また、令和2年に前研究プロジェクトのもと、厚生労働省安全衛生部のご助力を得て実施した現役・元行政官を対象とする安衛法の運用実態と課題に関するアンケート調査結果を分析し、著書に盛り込んだ。加えて、アンケート調査で示された法改正提案の妥当性を研究会メンバーで検討した。

上述の企画運営委員会は、産業保健にかかる実践的な問題解決能力の養成を図る教育方法の開発を目的として、産業保健、法律、教育工学、統計学等の専門家や企業の人事担当者らを擁し、カリキュラム編成、調査デザインの構築、効果を測定するための調査票の作成等を行った。

他方、産業保健法学的研修で用いる教本の制作は、逐条解説の制作と設立間もない学会運営にかかるエフォートが膨大である一方、現場実践に従事する「生きた法」の理念を徹底すれば、各講師作成のスライドで実施できるため、翌年度以後に延期した。その後、研究を統括する三柴が産業医学ジャーナルに連載した解説を加筆修正し、令和6年9月に、『生きた産業保健法学』（産業医学振興財団）として発刊された。

研究2年目の令和5年度には、安衛法に関する体系書及び教本制作を進めると共に、産業保健法学的研修の実施及び効果測定、安衛法学的研修の準備作業として、運営委員会の設置運営を図った。

年度内に安全衛生法学に関する体系書をゲラ段階まで仕上げることにエフォートを傾注した。産業保健法学的研修については、2年間かけて起案したカリキュラムをもって、受講を希望した20-30名の小集団を対



象として、基礎知識に関する座学（e-learning と対面）のほか、事件を用いた参加型の研修を行った。e-learning のカリキュラムにはリーガルマインド（元判事らによる）、労働裁判例の傾向、安衛法の構造や適用の実際、産業保健をめぐるトラブルと裁判例などを盛り込んだ。対面研修の軸はグループワークで、実際に生じた事件を素材として、未然防止策や判決の可否を多職種から成るグループで検討してもらい、法律家、産業医、臨床医らがコメントする方式を採用した。受講前、受講後、受講から1ヶ月後の3点で、考案した調査票（受講動機、受講後の意識や認識、実際の個別の問題解決、周囲からの評価の変化、権限や裁量の変化等を測るもの）に回答を求め、問題解決能力にかかる研修効果を測定した。この際、テキストマイニングや知識を試す小テストも使い、定性的調査と定量的調査を行い、有意差を得た。

合わせて、元監督官や安全衛生の専門家、人事労務管理者、法律家らを中心とする安全衛生法学的研修の運営委員会を組織し、労災防止の実践力とそのための組織内での説得力を養成するためのカリキュラム編成と調査デザインの構築、研修効果指標を作成した。また、安衛法の行政官による運用実態と関係裁判例に重点を置き、図表や写真等を積極的に埋め込んだ教本のゲラを制作した。出版物は、令和6年5月に『生きた労働安全衛生法』（法律文化社）として発刊された（但し講座受講者用の非売品。販売品は令和7年4月発刊予定）。

研究3年目の令和6年度は、安衛法体系書の発刊、安衛法学的研修の実施及び効果測定を図った。

令和5年度に概ねゲラ段階に至った約1600頁に及ぶ安衛法体系書の著者校正、事項索引作成、引用した図表等の承諾獲得等を行い、発刊する（令和7年2月に、『コンメンタール労働安全衛生法』（法律文化社）として発刊予定）。

その過程で、令和2年度に実施した上掲の現役・元行政官を対象とするアンケート調査結果、及び体系書の分担執筆内容からの抽出により、法改正への提言を整理した（アンケート調査結果については、初年度に設置した研究会で妥当とされたものを採用）。

また、作成したカリキュラムと教本を用いて安全衛生法学的研修を実施し、その効果（労災防止とそのための組織の説得力の向上）を測定した。産業保健法学的研修と同様に、受講前、受講直後、受講の1ヶ月後の3点にわたり、受講者の意識や認識、知識につき、定性的調査と定量的調査を行い、統計学の専門家が結果を分析した。結果的に、労災防止能力自体にさしたる変化は見られなかったが、労災防止のための経営者ら関係者への説得能力の向上が確認された。

## C. 研究結果

法の制定経緯のほか、監督指導の実態や関係判例などの適用の実際に関する情報を積極的に盛り込み、「生きた労働安全衛生法」を体現した1600ページにも及ぶ体系書は、令和7年2月に『コンメンタール労働安全衛生法』として発刊されることになった（非売品。市販品は4月中旬発刊）。その概要は、本編の最初に記した。

法教育方法の開発については、令和5年度に産業保健法学、令和6年度に安全衛生法学に関する研修を実施して効果測定したところ、ケーススタディを採り入れた法教育には質的な効果があることが確認された。すなわち、産業保健のような人事労務的な課題では、特に問題解決に効果を発揮する。安全衛生のような技術的な課題でも、組織の文化や行動への働きかけ、特に経営者や人事労務管理者への働きかけに効果を発揮することが判明した。

#### （1）産業保健法学研修

令和4年度に設置した教育工学、統計学、産業保健、法律等の専門家や人事労務管理者を擁する委員会において、カリキュラムや研修効果測定指標を考案した。令和5年度には受講を希望した約25名の小集団を対象として、基礎知識に関する座学（e-learningと対面）のほか、事件を素材とした参加型の研修を行い、受講前、受講後、受講から1ヶ月後の3点で、考案した指標を用いた調査を行い、研修効果を測定した。この際、テキストマイニングや知識を試す小テストも用い、定性的調査と定量的調査を行い、有意差を得た。

標準となるカリキュラム内容は、①リーガルマインド、日本の労働と産業保健に関する裁判例の傾向を知るためのベーシック、②最近の労働裁判例の傾向や、安全衛生法制度の概要を知るためのスタンダード、③産業保健に関する裁判例ほか実践的な法情報を知るためのアドバンスの3つのレベルにわたるe-learningでの学習のほか、産業保健法の基本的考え方に関する座学と、事件を素材とする未然防止策に関するワークショップ等を通じて、問題解決の実践力

の習得を誘った。主観調査ながら、実際の問題解決実績等も問うたほか、自由記述欄のテキストマイニング等も行ったところ、受講者の問題解決能力の向上が確認された。e-learningでの小テストの結果の上昇も確認された。

なお、産業保健法学に関する理論とQ&A、裁判例情報をふんだんに盛り込んだ教本『生きた産業保健法学』も令和6年9月に発刊された。

#### （2）安全衛生法学研修

概ね令和5年度に、監督指導状況と関係裁判例、図表や写真等を積極的に埋め込んだ教本を制作すると共に、元監督官や安全衛生の専門家、人事労務管理者、法律家らから成る安全衛生法学研修の運営委員会を組織し、労災防止とそのための組織への働きかけをリードできる人材を養成するカリキュラムと研修効果の測定指標を起案した。令和6年度には本学会の会員及び関係団体から50名程度の受講者を得て、教本等の内容に沿って、基礎知識に関する座学（e-learningと対面）のほか、事件を中心とした参加型の研修を行い、産業保健法学研修と同様に、受講前、受講直後、受講の1ヶ月後の3点にわたり、受講者の意識や認識、知識につき、定性的調査と定量的調査を行い、統計学の専門家が結果を分析した。結果的に、労災防止能力自体にさしたる変化は見られなかったが、労災防止のための経営者ら関係者への説得能力の向上が確認された。

標準となるカリキュラム内容は、①リーガルマインド、日本の労働に関する裁判例の傾向を知るためのベーシック、②最近の労働裁判例の傾向や、安全衛生法制度の概

要を知るためのスタンダード、③安全衛生に関する裁判例等の実践的な法情報を知るためのアドバンスの3つのレベルにわたる e-learning での学習のほか、安衛法の来し方や特徴に関する座学と、事件を素材とするワークショップ等で構成した。

かような経過により、安衛法の来し方に関する体系書と、そのエッセンスをまとめた教本の作成、それを用いた問題解決能力や組織への説得力を磨く法教育方法の開発を実現した。その過程で、行政官らによる現場的な提言と体系書の分担執筆による法改正提案も整理した。また、産業保健法学会の活動の展開により、安衛法研究のプラットフォームを形成した。更に、Industry 4.0 の下での安衛法規制の在り方について、国際文献レビューを踏まえた展望を Position Paper にまとめた。

## D. 成果

（1）客観的根拠や科学的根拠に基づく政策立案への貢献

本研究プロジェクトは新たな法学と法教育手法の開発をもって安全衛生行政への貢献を図る点で、科学的、疫学的研究とは異質だが、以下のような多面的な成果を生み出した。

安衛法の逐条ごとの趣旨や背景災害と運用実態を記し、その来し方を整理した体系書（非売品）は令和7年2月に発刊されることとなった（市販品は4月発刊）。別途、行政官らへのアンケート調査の結果や、分担執筆者が体系書に記した法改正提案も整理された。また、1) 性能基準と罪

刑法定主義の関係、2) 法令の名宛人と保護対象、3) 特別安全規則・特別衛生規則の統合可能性、4) 法定健診制度のあり方、5) 安衛法と製造物責任の関係などの横断的課題も検討し、報告書に記した。ギグワーカーやフリーランスの安全衛生規制のあり方については、和英の論文を完成し、産業保健法学会のジャーナルに掲載された。その過程で、「生きた安衛法」、「リスク創出者管理責任負担原則」などの新たな概念や理論が形成され、後者は個人事業者等の安全衛生政策立案の基盤の1つとして参照されている。

こうして体系的に整理された安衛法政策の来し方を踏まえ、その行く末を検討するため、2024年度後半に「安衛法未来会議」を開設し、安全衛生行政の担当官や今後の産業・働き方・健康に関する先端の研究者らの参集のもと、ブレインストーミングを開始した。2025年7月頃には、当学会と労働安全衛生総合研究所の共催で、Industry 4.0 のもとでの安衛規制に関する国際カンファレンスを開催する予定も立てている。これらの場での検討の基盤とするため、研究統括者において、国際文献レビューを踏まえ、AI時代の働き方に伴うリスクに対応できる規制の方向性について検討した英文の Position Paper をまとめ、近く、当学会が発行する英文誌で公表される予定である。

「生きた安衛法」や「生きた産業保健法」に関する教本も作成され、それを活用した法学研修により、問題解決能力や組織への説得力の向上を図り得ることが確認された。本研究プロジェクトの実施主体である日本産業保健法学会は、発足から約4年に過ぎ

ないが、研究、教育、社会的情報発信の全てで相当の成果をあげている。会員数は1130名を超え、世界で唯一の安全衛生規制に関する和・英の専門ジャーナルを発刊し（＊本プロジェクトの予算の一部は本誌発刊にも投入した）、**J-Stage** での公開後既に国内外から万単位のアksesを記録しているほか、学術大会の開催（第1回：約800名、第2回約890名、第3回：約920名、第4回：約1120名の参加）、関係学会との連携セッションの双方の学術大会での開催継続、**e-learning** での法教育（講座購入件数約3500）、新型コロナ労務Q&Aの公表と更新（アクセス件数のべ20万超。産業衛生学会他「職域のための新型コロナウィルス感染症対策ガイド」による法律関係箇所の解説のリンクによる委任）、全国14カ所の産保センターでの標準5コマの連続講座による実践的法教育（年間のべ受講者数2000名超、9割以上の有益評価）、大阪弁護士会との共同研究会の開催（計10回）、産経新聞、NBL（商事法務）ほか多数の専門・一般媒体への掲載等が挙げられる。英文誌発刊から生まれた国内外の人脈で、厚生労働省から三柴が作成の要請を受けた諸外国の産業保健制度の比較対照表も1ヶ月内で完成した。学会発行の和英ジャーナルには、安全衛生行政を担う幹部職員も寄稿しており、国内外への政策情報発信媒体としても機能している。学術大会でも、毎年安全衛生行政の動向について発信して頂くと共に、政策議論を展開している。分担研究者及び学会理事から、法学者・法律家では、三柴丈典（元労働政策審議会安全衛生分科会委員）が産業保健のあり方に関する検討会、個人事業者等の安全衛生対

策に関する検討会、ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会等の委員、原俊之氏が労働政策審議会安全衛生分科会委員、井上洋一氏がデジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会委員、厚生科学審議会委員、井村真己氏が特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の在り方に関する検討会委員に就任し、この研究プロジェクトから得られた知見に基づく政策提言を行ってきた。また、2022年10月29日に、日本労働法学会第139回大会で、鎌田代表理事の司会のもと、三柴が中心となり、労働安全衛生法をテーマとする大シンポジウムを開催し（報告内容は、同学会誌136号〔2023年〕に掲載）、労働法学の潮流に労働安全衛生法学の足跡を残したことは、法学領域において大きな成果と言える。

このようにして、政策、学問、社会教育の三者に対して、体系と人の両面で、新たな社会的基盤を形成した。

## （2）実態把握や費用対効果などの客観的根拠の創出

研究プロジェクトの性格上、この項目に直接的に該当しないが、本プロジェクトがもたらした成果には、以下のような幅広い応用可能性があり、間接的に相当数の労災防止から職域での健康障害防止、職場の労働生産性に貢献することで、投入された研究費との関係で十分な費用対効果が見込まれる。

- 1) 今後の安全衛生政策の立案への人と情報面での貢献
- 2) 体系書を参照した人事労務担当者らによる安衛法の鮮明な理解



3) 教本を用いた研修等による産業保健関係者の問題解決能力の向上

4) 教本を用いた研修等による安全衛生担当者による経営者や人事労務担当者への説得力の向上

すなわち、生きた法知識を基礎に組織内で安全衛生・産業保健活動を推進できる人材の裾野拡大（社会的基盤の形成）と共に、国の施策立案（法令上の安全衛生教育の設計、事業場への指導、教材ツールの製作など）への反映が期待される。

### （3）政策への反映

1) 安全衛生に関する政策提言ができる法学者・法律家らの継続的育成基盤の創成

2) 海外の法制度に関する調査ができる専門家の育成基盤の創成

3) メンタルヘルス対策など、紛争が生じ易い課題について、実務的な教育ができる法律家の育成基盤の創成

4) 日本の法政策を海外に伝達し、評価を得る媒体の創成、等。

このうち 1) については、上述の通り、複数の学会役員が政策審議に関与している。なお、本プロジェクトを通じて形成された、「リスク創出者管理責任負担原則」は、個人事業者等の安全衛生対策を支える基盤の1つとして参照されている。3) については、ストレスチェック・メンタルヘルス検討会の中間取りまとめに、問題事例に関するケースワークの実施が記載された。今後、予防に詳しい法律家による講義やファシリテーションにより、問題解決能力の高い産業保健の実務家が養成されることで、政策の予防効果の向上が見込まれる。同様の動きが安全衛生全般に拡大することも期待され

る。

なお、本プロジェクトで制作された教本を用いた法教育は、中央労働災害防止協会で講座化される予定である他、労働大学校における安全・衛生専門官研修でも実施される予定である。

## F. 研究発表

\*代表して研究統括者の業績を示す。

### ①論文発表

1. Takenori Mishiba : The Legal Regulation of Psychological Hazards at Work: The Hypothesis regarding the Benefits of the Mental Health Approach Compared to the Psychosocial Risk (PSR) Approach, Journal of work health and safety regulation (The Japan Association of Occupational Health Law) , 2(2). 97-109, 2024

2. 西本実苗, 高橋朋子, 林幹浩, 丸山泰子, 三柴丈典: 産業保健法学研修の効果測定の結果, 産業保健法学会誌, 3(2). 35-45, 2024

3. 三柴丈典（協力 日本産業保健法学会）: 生きた産業保健法学, 産業医学振興財団, 2024

4. 三柴丈典（協力 日本産業保健法学会）: 生きた労働安全衛生法—成り立ちと運用実態—（非売品）. 法律文化社, 2024

5. 三柴丈典: 個人と組織の健康測定・情報管理と法, 日本労働研究雑誌, 762. 4-14, 2024

6. 三柴丈典: 安衛法の来し方行く末, 日本労働法学会誌, 136. 7-22, 2023

7. Takenori Mishiba, Kotaro

Kurashige, Shoko Nakazawa : Legal Protection of the Health and Safety for Gig Workers: The Present Status and Future Prospects in Japan, Journal of Work Health and Safety Regulation (The Japan Association of Occupational Health Law, 1(1). 54-91, 2023

8. 三柴丈典、倉重公太朗、中澤 祥子：ギグワーカーの安全衛生に関する法的保護のあり方について-日本の状況と展望-（共著），産業保健法学会誌，1(2). 43-67, 2022

9. Takenori Mishiba: Workplace Mental Health Law: Perspectives Based on a Comparative Analysis of Legislation in Seven Countries , International Journal of Comparative Labour Law and Industrial Relations , 38(1). 53-86, 2022

10. 三柴丈典：日本の健康情報等取扱い法理と産業医制度, 日本労働法学会誌, 135. 185-188, 2022

11. 三柴丈典：病気休職と期間満了退職 一東海旅客鉄道事件, 労働判例百選（第10版），58(1). 154~155, 2022

12. 三柴丈典：講座：産業保健と法 (33)（結び）「産業保健と法」のめざすもの, 産業医学ジャーナル, 45 (2). 45, 2022

13. 三柴丈典：講座：産業保健と法 (32) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(17), 産業医学ジャーナル, 45(1). 36-44, 2022

## ②学会発表

1. 中小企業の産業保健と法 ～現状と展望・解決策の模索, 座長・吉田肇, 演者・

錦戸典子, 大村倫久, 神村裕子, 江口尚, 三柴丈典, 日本産業保健法学会第4回学術大会 メインシンポジウム, 2024年9月22日

2. 産業医と生きた法：信頼される産業医を考える, 三柴丈典, 第120回日本精神神経学会学術総会 一般シンポジウム「精神科医・産業医の意見申述 その方法と倫理」, 2024年6月20日

3. 産業医・産業保健と「生きた法」～政策と事件から得られる実務への示唆～, 三柴丈典, 第97回日本産業衛生学会特別講演, 2024年5月23日

4. Workplace mental health law, Takenori Mishiba, Loic Lerouge, Joint Congress of ICOH-WOPS and APA-PFAW 2023 Special Session 6, 2023年9月22日

5. Legally Mandatory Stress Check Program in Japan: Essence of the Concept and Practice, Takenori Mishiba, Joint Congress of ICOH-WOPS and APA-PFAW 2023 Roundtable Discussion 1: National policy approach for psychological health Part 1R1-11, 2023年9月21日

6. Protection of Workers' Voices concerning Their Health and Safety in Japan and Reflection on Improvement Plans, Takenori Mishiba, Joint Congress of ICOH-WOPS and APA-PFAW 2023 Symposium 8: Democracy at work, employee voice and whistleblowing (psychosocial factors for speaking up vs. for individual and organisational silence, regulatory and cultural aspects). S8-4, 2023年9月20日

7. フリーランスの健康確保と法, 三柴丈典, 日本産業保健法学会第3回学術大会シンポジウム1 関係学問の最前線（産業保健）, 2023年9月23日
8. 大学勤務者のメンタルヘルスと法 ～実務的な対応法を考える～, 三柴丈典, 第44回全国大学メンタルヘルス学会総会 教育講演2, 2022年12月22日
9. 総論：安衛法の来し方行く末, 三柴丈典, 日本労働法学会第139回大会大シンポジウム 報告, 2022年10月29日
10. リモート勤務とメンタルヘルス不調者の休復職対応をめぐって～法務と医療実務の視点から～, 三柴丈典, 日本産業保健法学会第2回学術大会シンポジウム1 基調講演, 2022年9月17日
11. メンタルヘルス情報の取扱いと法, 三柴丈典, 第5回日本うつ病リワーク協会年次大会 リワーク委員会企画シンポジウム 1【地域連携委員会】, 2022年7月16日
12. 精神病者の復職判定をめぐる裁判例の到達点, 三柴丈典, 第19回日本うつ病学会総会 特別講演3, 2022年7月15日

